

## ○

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（員外利用の範囲）	（員外利用の範囲）
第三条 法第十一條第八項、第八十七条第十一項、第九十三条第七項 及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。	第三条 「同上」
一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第七条第一項第四号、第五十条の四第一項第一号ニ、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者十七条第二項各号に掲げる事業	一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業

〔二・三 略〕

(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権)

第七条 法第十一条の八第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十

七条の三第二項（法第一百条第一項において準用する場合を含む。）

、第九十六条第一項及び第一百一条第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項及び

第一百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十六条第五項、第

二十七条第二十項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十

七条第五項及び第五十一条第七項において準用する場合を含む。次

項において同じ。)の規定により、組合、連合会若しくは共済水産

業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものと

される主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下

「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の八第二項前段（

法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において

準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四

号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、

以下同じ。)とする。

一 「略」

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第  
四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約  
をしている金銭信託（外国において外国の法令に基づいて設定さ

〔二・三 同上〕

(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権)

第七条 「同上」

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第  
四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約  
をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当

れた信託で当該金銭信託に類するものを含む。)以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員(外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの(以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。)のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産(投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する

株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。)に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を當むことを約するものによって成立する組合(外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの(以下この号において「民法組合類似団体」という。)を含み、一人又は数人の組合員(民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)にその

該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資の事業を當むことを約するものによって成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(非

業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産（民法組合類似団体の財産を含む。）として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 「略」

〔2～4 略〕

（組合又は連合会の特定関係者）

第七条の二 令第九条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。第五十条の四第一項及び第五十条の四十を除き、以下同じ。）とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第九条第二項に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。）を支配していなさいことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一～三 略〕

〔2・3 略〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 「略」

〔2～4 略〕

業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者の指図を行うことができる場合を除く。）

五 「同上」

〔2～4 同上〕

（組合又は連合会の特定関係者）

第七条の二 令第九条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。第五十条の二第一項及び第五十条の四十第一項を除き、以下同じ。）とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。）を支配していなさいことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一～三 同上〕

〔2・3 同上〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つてゐる事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

〔6 ～ 13 略〕

14 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものをして行うものに限る。）

5 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つてゐる事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

〔6 ～ 13 同上〕

14 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

限る。)

〔15  
～  
20 略〕

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

第五十条の二 法第百八条において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔号を削る。〕

〔15  
～  
20 同上〕

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

第五十条の二 「同上」

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあっては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これら

に準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。次号ロにおいて同じ。）法人であるときは、次に掲げる事項

〔号を削る。〕

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の氏名又は名称、当該他の法人又は事業所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ

当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第九条第二項に規定する「親法人等」をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。以下同じ。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三・四 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第百七条第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている準用銀行法第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七

「項を削る。」

一・二 「略」

十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（許可申請書のその他の添付書類）

#### 第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省

令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。）に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

（許可申請書のその他の添付書類）

#### 第五十条の四 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の

商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

二 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。））をいう。（1）及び（2）並びに次号ニにおいて同じ。

（1）当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等  
（2）（1）に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。次号ニにおいて同じ。）

〔号を削る。〕

二 法人であるときは、次に掲げる書類  
イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含

一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

む。イ及びロ、第五十条の七並びに第五十条の十八において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあっては、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

二 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第九条第二項に規定する親法人等をいう。(3)において同じ。)(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるもの)を有する。

て同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業者又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

していない者を除く。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。）

〔号を削る。〕

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

〔三〇十四 同上〕

〔項を加える。〕

2 前項第一号二(1)の場合において、個人が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（委託契約書の案の記載事項）

第五十条の五 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇九 略〕

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再受託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。

2 前項の規定は、前条第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再受託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この

（委託契約書の案の記載事項）

第五十条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇九 同上〕

。この場合において、前項第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、同項第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十条の四第一項第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項及次項第一号において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

〔一・二 略〕

2 次に掲げる者は、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属組合(当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者を含む。)が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的

場合において、同項第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、同項第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十条の四第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項及び次項において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

〔一・二 同上〕

2 「同上」

一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属組合(当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者を含む。)が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的

基礎を有していると認められる者

二 「略」

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合（法第百七条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等にあっては、  
第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）とする。

一 「略」

二 第五十条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくは

ニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があつた場合

三・四 「略」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（前項第三号に掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

4 第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

基礎を有していると認められる者

二 「同上」

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

「号を加える。」

二・三 「同上」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（前項第二号に掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行う

〔項を加える。〕

3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

「一～五 略」

5 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知つた日から一月以内に行わなければならない。

別表第二（第五十条の九関係）

届出事項

記載事項

添付書類

「項を削る。」  
〔略〕

「一～五 同上」

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知つた日から一月以内に行わなければならない。

別表第二（第五十条の九関係）

届出事項

記載事項

添付書類

特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更  
一 新たに常務に従事することとなつた場合  
イ 当該他の法人の商号又は名称

ハ 業務の種類  
二 特定信用事業  
理由書

等の所在地  
ロ 主たる営業所  
二 業務の種類  
代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなつた役員の氏名  
二 常務に従事しないこととなつた場

〔項目を削る。〕							
							三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の内容に変更があった場合には、当該変更の内
							容 四 変更年月日
<p>特定信用事業代理業者である個人が 総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p> <p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称</p>							合には、当該他の法人の商号又は名称称
							理由書

			「項を削る。」
四 五	当該法人等又は 人等の業務の内容 変更年月日	特定信用事業代理 業者である法人の 子法人等又は特定 信用事業代理業者 である法人の親法 人等若しくは当該 親法人等の子法人 等（当該特定信用 事業代理業者であ る法人を除く。） の変更	一 当該子法人等又 は当該親法人等若 しくは当該親法 人等若しくは当該 親特定信用事業代 理業者である法人 を除く。）の商号 又は名称
三 地	理由書	二 当該子法人等又 は当該親法人等若 しくは当該親法 人等の子法人等（当 該特定信用事業代 理業者である法人 を除く。）の主た る営業所等の所在 は当該親法人等又	

〔項目を削る。〕						
事業の変更	特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている	一 新たに事業を行う場合には、当該事業の種類	五 変更年月日	四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の業務内容	三 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類	二 事業の内容を変更した場合には、
						理由書

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	当該変更の内容	
	四 変更年月日	
〔略〕		
〔同上〕		